

【1 補助事業の概要】

①事業費の負担割合（地方公共団体向け）

補助率は1/2です。

事業費の負担割合（民間団体向け）

民間団体向け補助事業の場合、補助率は事業によりそれぞれ1/3又は1/2となります。

②事業費の規模及び補助下限額（地方公共団体向け）

◆事業費の規模

1事業当たりの事業費規模については、事業の内容等を踏まえ柔軟に対応することを想定しており、特に規定していません。

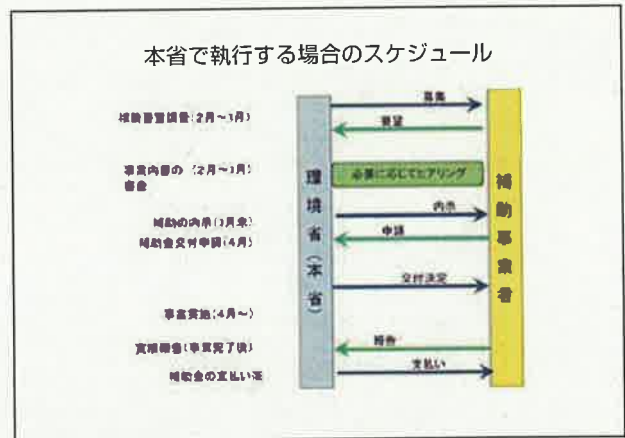
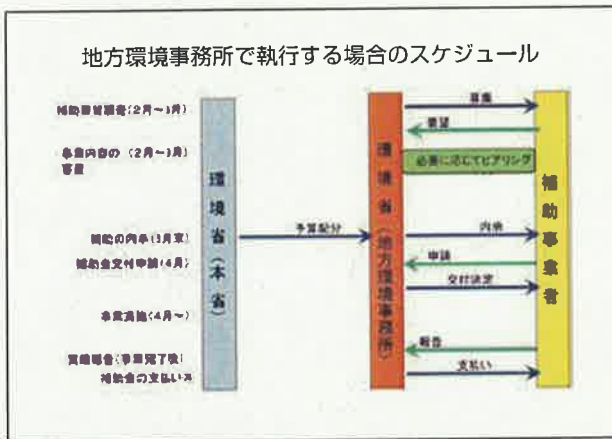
◆補助下限額

補助下限額は600万円となっています。これは地方公共団体向け補助金の全ての事業の補助額の合計額について適用されますので、1つの事業でこれを下回る場合でも複数の事業と組み合わせることで適応させることができます。なお、低公害車普及事業については、補助下限額の適用はありません。

事業費の規模及び補助下限額（民間団体向け）

1事業当たりの事業費規模については、事業の内容等を踏まえ柔軟に対応することを想定しており、特に規定していません。また、補助下限額も想定していません。

③補助金執行のスケジュール



※市町村が補助事業を実施する場合で本省が執行するものについて、関係書類は全て都道府県を經由して環境省（本省）へ提出していただきます。

【2 競争的研究資金】

競争的研究資金は、実施希望者を募集し、評価委員会の審査を経て、採択決定することとしています。詳しくは、環境省のホームページ（<http://www.env.go.jp>）に掲載される募集案内により、その内容を確認してください。

【3 委託事業】

委託事業については、一般競争入札（総合評価落札方式を含む。）等により事業者を決定します。詳細はホームページの調達情報をご確認ください。

